

2水多調業第157号
令和2年11月11日

各市町
下水道担当部長 殿

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部長 小山 伸樹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金・下水道使用料の
支払猶予の再開について

日頃より、水道事業にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

東京都では、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、水道料金及び区部の下水道使用料に対する支払猶予について、下記のとおり受付を再開することといたしました。

つきましては、同時に徴収しております各市町の下水道使用料につきましても、同様の扱いとさせていただきたく、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

記

- 1 再開日
令和2年11月16日（月曜日）
- 2 猶予期間
お申し出いただいた日から最長一年間
- 3 お申込み
水道局多摩お客さまセンターで受け付けます。
- 4 受付期間
令和3年3月31日（水曜日）まで
- 5 猶予期間後の対応
猶予期間終了後も、1年以内の分割支払い等の相談に応じます。

※ 以上の対応についてご了解いただけない場合は、11月13日中に担当までお申し出ください。

【担当】

東京都水道局
多摩水道改革推進本部
調整部業務指導課
海老塚、伊達、米村
電話 042-548-5373